



協会けんぽ

沖縄支部からのお知らせ



2024年
11月号

職場内で回覧・掲示を
お願いします

退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険は、退職される方ご自身で「健康保険任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの健康保険のいずれかを選択し、お手続きすることになります。

事業所の事務ご担当者さまは、退職される従業員の方に、毎月納める保険料等を比較のうえ、選択された健康保険への加入手続きを進めるようご案内をお願いします。

加入先	協会けんぽの 健康保険任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの 協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市町村役場の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	● 退職日までに継続して2か月以上の被保険者加入期間があること ● 退職日の翌日から20日以内に手続きすること(郵送の場合は必着)	お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください	扶養の条件を満たしている必要がありますので、ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職時に控除されていた健康保険料の2倍の金額 ※保険料には上限があります(標準報酬月額30万円の保険料が上限です) ※お住まいの都道府県の保険料率が適用になることから、2倍の金額にならない場合があります	● 加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります ● 保険料の減免制度があります ● お住まいの市町村で保険料が異なります ● 保険料は、原則毎年変更になります	被扶養者としての保険料負担はありません

健康保険任意継続に関するお問い合わせ先 業務グループ(☎ガイダンス1番)

被扶養者資格再確認に関するお知らせ

先日うちの会社に「被扶養者資格再確認」に関する書類が届きました。昨年提出済なのですが、今年も提出しないといけませんか？

保険給付の適正化を目的に「**毎年度**」再確認を実施しています。
お手数ですが**今年度もご提出をお願いいたします。**

わかりました。
提出期限はありますか？

提出期限は**令和6年11月29日(金)**です。
ご協力いただきありがとうございます。

被扶養者資格再確認に関するお問い合わせ先 業務グループ(☎ガイダンス1番)

令和6年度 健康保険委員表彰者をご紹介します

協会けんぽでは、健康保険委員の活動や功績に対して感謝の意を表するとともに、健康保険事業のさらなる円滑な推進と健康保険委員活動の活性化を目的に、健康保険委員表彰を行いました。

支部長表彰

稲川あや様	株式会社 新世紀システムズ
川嶋雅乃様	株式会社 プロトソリューション
川村正枝様	マルト産業 株式会社
黒塚かずよ様	特別養護老人ホーム 北斗園
小底まゆみ様	株式会社 小禄運輸
崎浜智子様	株式会社 秀KEN
仲村直子様	株式会社 沖縄エジソン

(表彰者五十音順)

今後も健康保険事業にご協力を賜りますようお願いいたします。

協会けんぽでは、従業員やそのご家族の健康保険に関する手続きや、健康づくりのための情報発信を行うなど、事業所さまと協会けんぽの架け橋になっていただける健康保険委員を随時募集しています。

◎ご登録は無料、「健康保険委員登録届」をFAXまたは郵送でご提出いただくだけで完了です。

◎当該事業所にお勤めの被保険者の方であれば、どなたでもご登録いただけます。

健康保険委員にご登録いただいた方には「健康保険制度・申請書の書き方ガイドブック」進呈のほか、研修会にも無料でご参加いただけます。まだご登録がお済みでない事業所さまはぜひご登録をお願いします。

健康保険委員に関するお問い合わせ先 企画総務グループ(☎ガイダンス4番)

健康保険証は令和6年12月2日に廃止

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？



マイナ 保険証

始まっています！



医療情報の共有化で
質のよい医療が
受けられます！！



手続きなしで高額な
窓口負担が不要に！！

マイナ保険証・オンライン資格確認 資格確認書・資格情報のお知らせ等に関するお問い合わせ先
協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル(☎0570-015-369)



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>



※各種申請はすべて郵送
でお手続きができます。

※申請書は協会けんぽの
ホームページからダウ
ンロードできます。

〒900-8512

※この郵便番号は個別番号であるため、
宛先住所の記入が省略できます。

☎098-951-2211(代表)

受付時間/8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)